

保政第1078-5号
令和4年10月21日

各機関・施設の責任者様

埼玉県保健医療部ワクチン対策幹
(公 印 省 略)

オミクロン株対応ワクチンの接種間隔短縮及び速やかな接種実施について(通知)

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、これまで5か月とされていたワクチンの接種間隔を、10月21日から3か月に短縮^{※1}する旨が厚生労働省から示されました。

オミクロン株対応ワクチンの接種券については、事前申請をすることなく、各市町村から送付されます^{※2}が、これまでの接種と同様に、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の管理者などが対象者や接種履歴等の状況を適切に管理できる場合には、接種券到達前に接種券なしで接種を実施し、事後に接種履歴登録などの事務処理を行っても差し支えありません。

については、貴機関・施設が所在する市町村と調整のうえ、接種を希望する入所者等の速やかな接種実施について御協力をお願いします。

※1 接種間隔の短縮は、初回接種(2回目接種)以降にオミクロン株対応ワクチンを接種する方全てに適用されます。

※2 過去に配送された未使用の接種券(3回目用接種券等)をお持ちの場合、その接種券を使用してオミクロン株対応ワクチンを接種できます。(この場合、新たに接種券が送付されないことがあります。詳細は接種券発行主体の市町村にお問い合わせください。)

担 当	市町村支援担当
電 話	048-830-7507
メー ル	a7500-06@pref.saitama.lg.jp